

第一部

第四回参議院内閣委員会會議錄第二号

(五七)

昭和二十三年十二月十三日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○行政機關に置かれる職員の設定の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院通過)

午前十一時五十一分開会

○委員(河井寛八郎) 只今より「行政機關に置かれる職員の設定の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案」の委員會を開会いたします。

一昨日の予備審査におきまして、岩本國務大臣から本案の提出の理由の御説明があつたのであります。尙それに引続きまして委員諸君からそれ〴〵御質疑がありましたので、本日はその他の事項につきまして十分な御質疑を願いたいと思ひます。

○三好純實 本日配付になりましたこの官制増補予定調というものは、これはいつからいつまでの間に増加する予定の人員であるか、承わりたいと思ひます。

○國務大臣(岩本信行) 本日お手許にお配りいたしましたこの政令でなしに得る分というものは、すでに予算措置も通過しておりますので、明日でも或いは十二月中でも、一月でもなし得る。こういうことでございます。尙序ながら申上げて置きますが、只今の國會にかかつておきますので、これが予算が通過いたしますと、又この他に殖産分があるやうであります。例えば刑罰訴訟法の関係、或いは特別調達の関係、こういうのが今の予算で通過いたします。

たしますと、政令でなし得る分、こういうことになるやうであります。

○城島臣 伺いますが、この定員と申しますのは雇員は含んでいないのでございませうか、その辺承わりたいと思ひます。

○國務大臣(岩本信行) 只今お手許にお配りいたしました定員という分には、雇員は含んでおらんのであります。

○城島臣 重ねて伺いますが、その分は、雇員は含んでいないのであります。は、雇員は含んでいないのであります。は、雇員は含んでいないのであります。

○國務大臣(岩本信行) 城島さんの御質問にお答えいたします。只今申し上げましたのは、ここにありますのは雇員以外でありまして、予算と配合して一部雇員をこれに附屬して使うことになるやうかと、かように考えております。

○三好純實 法案の第四條にあります「各行政機關に置かれる職員のうち法令で定員が定められていない者については、昭和二十三年十二月三十一日まで、予算の範囲内において、法令でそれらの定員を定めて置かなければならない」という規定であります。これは現在定員が定められておらないものを、新しく定員を定めるわけでありまして、これを定める際に、定員を多く見積る、多くするやうな定員めが行われる虞れがないかどうか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(岩本信行) 只今三好さんの御尋ねの点は、実は衆議院でも御質疑になりましたのでございまして、要するにこの法案が必要以上の人員を抑制するやうなところに主眼がございします。この十二月三十一日までには法令で定めます分に対しては、それ〴〵の現状を審査いたしまして、極めて厳密にできるだけ少い方法で定めるやうに監督指導したい、かように考えております。

○三好純實 質疑も大体盡きたやうでありますから、これで質疑を打ち切つて討論に入ることの動議を提出いたします。

○中川幸平 賛成。

○委員(河井寛八郎) 三好君の動議に御異存ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井寛八郎) 御異議ないと認めます。それで討論に入ります。

○中川幸平 先般來再三申上げておることであるが、年々國費が膨脹いたしまして、國民はこの負担に耐え兼ねておる状態であるのであります。先般來も所得税の更正決定も受取つた各業者は、毎日の如く税務署に詰め掛けて、陳情をいたしておる状態を見るにつけても、余程考えなければならぬことである。國民は挙げて行政の簡素化、行政整理を断行して負担の軽減を図つて貰いたいというのが一般の輿論であるのであります。かような際各省の大巨初め部長はそれぞれ創意工夫をして行政の簡素化、人員

の整理、行政の能率を國に工夫をして貰わなければならぬのであります。かような際この法律案を出さなければならぬというのには誠に消極的であつて、必要でないやうな感じがいたしましたのであります。ここに一線を引いて各省の考え方を改めるとやうな点と、先般提案理由の御説明にありましたやうな点から考えまして、私共はこの法律案、原案に賛成いたす次第であります。

○岩本月淵 本日岩本國務大臣のお手許で試案されました、徹底的な行政簡素化のプリントを拜見いたしましたので、一應それについても意見を述べて見たいと思つております。行政整理の問題は我が國のしなければならぬ重大な問題であります。これはいまでもありませんが、その行政整理に当りましては、大体次の二点が考えられると思ひます。一つは各行政官廳の機構の改組統合、二つは事務処理方法の改善ということであると思ひます。この機構の問題はなかつて重大な問題であつて、各方面の意見を参照し、十分に検討審議を加えんならぬと思ひます。が、本日ここに提案されております法案は、今申述べました二つの点から申しますれば、第二の問題に関連しておるものと存じます。従つてこれは機構の改革問題よりも、実質的で、而も具体的であると思ひます。

凡そ官廳の事務がまだ旧態依然たる方法で一向に近代的に簡素化され、スピード化されていない現在、いわば近代的にビジネス・ライクに処理されてない現状におきましては、ただ定員を抑えても肝腎の職務方法がそのままであつては、却つて事務の滞滯を來たして、結局國民に迷惑をかけることになると思ひます。提案理由の説明にも、最近における行政機關の職員増加が著しいと言われてありますが、今までの職務方式を以てしますと増加するのが当然であると存じます。私はこの提出されております法律案の趣旨は一應了得いたしました。賛成いたすのであります。が、職務方式の能率化ということに、眞摯な努力と研究を拂われることが一層大切であるということに特に申上げたのであります。

能率第一主義を取つております。アメリカの行政事務処理の方法を大いに参考として、ここにも岩本大臣の案として、簡素化のことが出ております。が、一層これに込められた御考慮を拂つて頂きたいと思つております。事務処理の方法に能率的なシステムが採用できましてならば、本法律の趣旨も本質的、基礎的におのずから達せられるのであらうと思ひます。いずれにいたしましても事務処理方式の改善ということが、最も先行する重大な問題であると思ひます。只今申しましたやうな意味でこの法律案は賛成をいたすものであります。が、その今の趣旨を大いにお含みを願ひたいと、こゝろ申し添えて置きます。

○三好純實 行政整理が重要な課題と

なつておる今日、行政組織法が施行されるまでの暫定措置として、本法案の出されました一應の理由は認められるのでありますが、本法案の第五條にあります左の職員数の報告であるとか、第四條の法令で定員が定められていない職員の措置についての規定などは、これは一應尤もであると思われるのでありますが、この法案の眼目であります「昭和二十四年一月一日以後においては、法律によらなければ、各行政機関の職員の定員を設置し、又は増加することができない」という規定そのものは内閣の統制力が十分であるならば、必ずしも必要があるかどうかは一應疑問に考えられるのであります。ところで今日の実情はやはり行政整理が唱えられながら、官廳人員が増加しようとする傾向は否定し得ない実情にある点を考えまして、私この法案の必要には結論的に賛成いたすのであります。問題は官廳の人員を増加しないという内閣の方針にも拘わらず、こういう法律が必要になるというところに、先程申しました内閣の統制力の問題も考えられるわけでありまして、十二月末日までの間に、つまり法律によらなければ定員を増加し得ないという期日である一月一日までの間に、定員の増加が図られるような結果が起らないように、一層の努力を拂われることを若本國務大臣に要請いたしまして、本法案に賛成いたしたいと思ひます。

○委員長(河井彌八郎) 別に御発言がなければ討論は自然終局したものと認めます。採決しようと思ひますが、御異存ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和二十四年一月十三日印刷

○委員長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。それでは本案に賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(河井彌八郎) 全会一致であります。それではこれは可決すべきものと決定をいたしました。そこで本院規則第四百四條によりまして、予め多数意見者の御承認を経なければ委員長の口頭報告の内容を決定することができませんから、そこで委員長として、本案の内容とか、又質疑應答の内容を要旨、又討論の要旨、表決の結果を報告することにいたしますが、それで御異存はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八郎) それではさうにいたします。それから報告書につきまして、多数意見者の委員の方の御署名を願つておりますので、これに御署名を願ひたいと思ひます。

多数意見者署名

城 義臣 中川 幸平
三好 始 岩本 月洲
藤森 眞治 カニエ邦彦
松本治一郎 これを以て散会いたします。

○委員長(河井彌八郎) 午前十一時十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八郎
理事 カニエ邦彦
中川 幸平君
藤森 眞治君
委員 松本治一郎君
城 義臣君

十二月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案

行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案

行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律

〔目的〕

第一條 この法律は、國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)が施行されるまでの間における各行政機関の職員の定員を規律し、その増加を抑制し、もつて國家行政組織の規模の適正化に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「行政機関」とは、総務省、法務省及び各省並びにこれら外局(特別調達廳を含む)をいう。

2 この法律で「職員」とは、一切の官吏、一切の官吏の待遇を受ける者(官吏と同格の者を含む)及びその他の一切の者で、常時政府の勤務に服するものをいう。

(定員の設置又は増加)

第三條 昭和二十四年一月一日以後においては、法律によらなければ、各行政機関の職員の定員を設置し、又は増加することはできない。

但し、昭和二十三年十二月三十一日までに、その定員の設置又は増加について、國會により予算上の措置がとられているものについては、この限りでない。

(法令で定員が定められていない職員の措置)

第四條 各行政機関に置かれる職員のうち法令(法律により、規則その他の特別の命令でその定員を定めることのできる場合においてはその命令を含む。以下同じ)で定員が定められていない者については、昭和二十三年十二月三十一日までに、予算の範囲内において、法令でそれらの定員を定めて置かなければならない。

(在職職員数の報告)

第五條 各行政機関の長は、毎月当該行政機関に在職する職員の数、行政官廳長官に報告しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の規定は、國家行政組織法が施行される日に、その効力を失う。但し、第五條については、この限りでない。

十二月十二日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は十二月十日)

一、行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案

參議院事務局

印刷者 印刷局